

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

(1) 建築物の耐震化の促進に係わる基本的な取組み方針

① 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進していくためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対し、適切な施策を実施する必要があります。

□耐震改修促進に向けての主な課題

- ・地震の危険性への認識や耐震化への意識が低い。
 - ・耐震診断や耐震改修工事に対する不安がある。
 - ・耐震化等の疑問に対する相談、情報提供の体制が必ずしも整っていない。
 - ・耐震改修等の費用負担が重いと感じられ、軽減処置が求められている。
 - ・耐震診断や耐震改修工事の進め方が周知されていない。
 - ・耐震診断や耐震改修工事の技術者や施工業者が不足している。
- 等

② 耐震化促進に向けた各主体の役割

地震における被害を最小限にとどめるためには、町民や事業者、行政等が相互の信頼関係に基づき、「自分の生命は自ら守る」といった自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」といった共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要です。

所有者、建築関連事業者、長沼町が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していくこととします。

a 所有者の役割

建築物所有者は、主体的に地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとします。

b 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の安全性を確保することは、人命に係わる重要な要素であるとの認識をもち、住宅や建築物の所有者をはじめ、地域との信頼関係を築くことに努め、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストックの形成に努めるものとします。

c 長沼町の役割

長沼町は、北海道との連携のもと、相談体制や適切な情報提供等、町民が安心して耐震診断や耐震改修ができる環境の整備、住宅・建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及等に努めるものとします。

また、自ら所有する公共建築物の耐震化に向けて計画的に取り組むこととします。

③ 実施する事業の方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。長沼町は、こうした取り組みを、できる限り支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を行しやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等、必要な施策を講じ、耐震改修を促進していくことを基本方針とします。

□耐震診断や耐震改修ができる環境整備の推進

建築物の所有者による建築物の耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行しやすい環境の整備や負担軽減のための事業の実施など、耐震化の促進に必要な施策を講じることとします。

□住宅・建築物に関する知識の普及・啓発への積極的な取り組み

建築物の耐震化の促進のためには、地震防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民、建築関連事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性、重要性の普及・啓発に積極的に取り組むこととします。

④ 重点的に耐震化を推進すべき地域や建築物の考え方

■重点的に耐震化を図る地域

長沼町においては、十勝沖・釧路沖の地震や石狩低地東縁断層帯主部による地震、直下型地震による被害が想定されるが、発生地震が特定できないことや町内における「揺れ」に大きな差異が見られないこと等を考慮し、町内全域を対象に、重点的に耐震化を図る地域とします。

■重点的に耐震化を図る建築物

ア 住宅

住宅については、過去の地震における被害状況等を踏まえ、全ての住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

このうち新耐震基準導入以前の建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題（倒壊等の危険性等）があると考えられることから、「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。

イ 特定建築物

長沼町では、1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し、多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とします。（長沼町には2号特定建築物に該当する建築物はありません。）

(2) 耐震診断及び耐震改修を図るための支援策

長沼町においては、町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修の助成制度や、国や地方の税制制度（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）等、各種の支援・優遇措置等の利用促進を図り、住宅の所有者等が耐震診断や耐震改修を円滑に実施出来るよう支援していきます。

① 耐震診断の支援策

今日まで、住宅の耐震化については、所有者の意識に委ねられていることや、その費用負担等の要因から、なかなか進まない状況にあります。

耐震診断については、平成18年8月から、北海道（支庁）において、戸建て住宅を対象とする一般診断プログラムを活用した無料耐震診断を行っており、長沼町においては、北海道の無料耐震診断業務の紹介を行い、利用の促進を図ることとします。

② 木造住宅の耐震改修支援制度

長沼町では、耐震性に乏しく倒壊の危険がある既設住宅を解消する観点から、改修工事の補助制度について、検討することとします。

③ 国、北海道の支援制度の活用

国は耐震改修の促進を図るため、平成18年度に税制改革を行い、耐震改修促進税制を創設し、一定の要件を満たす住宅について耐震改修を行った場合、固定資産税及び所得税を減税するものとなっています。

所得税減税については、住宅の耐震改修は地域において主体的に取り組む課題であり、補助制度及び税制により一体的に支援することが効果的であるとの考え方から、地方公共団体が住宅の耐震改修に関する補助事業を行っている区域に限って適用されることとなっています。

長沼町においても、地域住宅交付金及び北海道の補助事業・制度を活用することにより、所有者の負担を軽減し、耐震改修の促進を図ることとします。

また、耐震改修を行った住宅の所有者が所得税減税を受けるために必要となる、「住宅耐震改修証明書」の取扱等に関わる体制も整えることとします。

(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

道促進計画において、地震直後から発生する災害拠点施設間の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路を、「地震時に通行を確保すべき道路」として指定しています。

本促進計画でも、長沼町地域防災計画で指定している避難施設がより有効に機能するために、地域における避難路の重要性、必要性を勘案し、「地震時に通行を確保すべき道路」として以下の道路を指定します。路線図は、付図-3に「地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）の路線図」として示します。

表16：長沼町指定路線一覧

	路線名	区間
1.	町道公開小路線	の町道北1条中線 から 国道337号線まで
2.	町道北1条中線	の町道長沼新道 から 町道公開小路線まで
3.	町道中央小路線	の町道北3条通 から 国道337号線まで
4.	町道長沼新道線	の道道恵庭栗山線 から 国道337号線まで
5.	町道東1丁目南線	の国道337号線 から 町道中学校通り線まで
6.	町道中学校通り線	の町道栄通 から 町道東2丁目通まで
7.	町道栄通	の町道中学校通り線 から 町道南東通まで
8.	町道東1線	の町道南東通 から 町道北1号線まで
9.	町道東2丁目通	の国道337号線 から 町道南東通まで
10.	町道南東通	の道道札幌夕張線 から 道道札幌夕張線まで
11.	町道北3条通	の町道長沼新道線 から 道道恵庭栗山線まで
12.	町道北西通	の道道札幌夕張線 から 国道337号線まで
13.	道道恵庭栗山線	の国道337号線 から 道道北長沼由仁線まで
14.	道道北長沼由仁線	の道道恵庭栗山線 から 町道東1線まで
15.	町道東1線	の道道北長沼由仁線 から 町道北市北2条線まで
16.	町道東6中線	の道道夕張長沼線 から 町道富士戸中線まで
17.	町道富士戸中線	の町道北4号線 から 町道東6中線まで
18.	町道南長沼北1条線	の南長沼2丁目線 から 町道東4線まで
19.	町道東4線	の町道南長沼北1条線 から 道道舞鶴追分線まで
20.	道道舞鶴追分線	の町道東4線 から 町道舞鶴南線まで

(4) 総合的な地震対策の推進

これまでの建築物に関する地震被害では、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性等が指摘されています。

このため、北海道と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう、指導・啓発し、地震時の総合的な安全対策を推進します。